

別表第七(二)

上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書  
非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書

(表部分の改正については省略)

備考

1 この計算書を「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」として使用する場合には、この計算書の表の「非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合」の字句を抹消し、次のように記載すること。

- (1) 「令和 年 ( 月 ) 分」の空欄には、法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座 (以下「源泉徴収選択口座」という。)に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価若しくは源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済による差益に相当する金額の支払又は法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等 (以下「源泉徴収選択口座内配当等」という。)の交付をした年 (源泉徴収選択口座につき施行令第25条の10の11第2項各号に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する年及び月) を記載すること。
- (2) 「上場株式等の譲渡」の欄には、それぞれ次のように記載すること。

- イ 「納付税額」の欄には、法第37条の11の4第1項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。
- (i) 「人員」の項には、実際人員を記載すること。
- (ii) 「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その年 (施行令第25条の10の11第2項各号に規定する事由が生じた源泉徴収選択口座にあつては、当該事由が生

別表第七(二)

上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書

(表部分の改正については省略)

備考

1 「令和 年 ( 月 ) 分」の空欄には、法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座 (以下「源泉徴収選択口座」という。)に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価若しくは源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済による差益に相当する金額の支払又は法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等 (以下「源泉徴収選択口座内配当等」という。)の交付をした年 (源泉徴収選択口座につき施行令第25条の10の11第2項各号に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する年及び月) を記載すること。

2 「上場株式等の譲渡」の欄には、それぞれ次のように記載すること。

- (1) 「納付税額」の欄には、法第37条の11の4第1項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。
- イ 「人員」の項には、実際人員を記載すること。
- ロ 「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額」の項には、その年 (施行令第25条の10の11第2項各号に規定する事由が生じた源泉徴収選択口座にあつては、当該事由が生じた日までの期間に限る。以下同じ。)に行われた源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額 (施行令第25条の10の11第9項の規定の適用がある場合には、当該源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額からその年の同項に規定する還付すべき金額に相当する金

じた日までの期間に限る。以下1において同じ。) に行われた源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額(施行令第25条の10の11第9項の規定の適用がある場合には、当該源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額からその年の同項に規定する還付すべき金額に相当する金額の計算の基礎となつた金額(その年において生じた法第37条の11の4第3項に規定する満たない部分の金額及び特定費用の金額をいう。ロにおいて同じ。)の総額を控除した金額)を記載すること。

ロ 「還付税額」の欄には、その年における法第37条の11の4第3項の規定により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に還付すべき所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

(i) 「人員」の項には、実際人員を記載すること。

(ii) 「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その年の還付すべき金額に相当する金額の計算の基礎となつた金額の総額を記載すること。

(3) 「配当等」の欄には、それぞれ次のように記載すること。

イ 「納付税額」の欄には、その年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等について法第3条の3第3項(同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。)、第8条の3第3項(同条第2項第2号に係る部分に限る。)、第9条の2第2項又は第9条の3の2第1項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

(i) 「人員」の項には、実際人員を記載すること。

(ii) 「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等の額の総額(法第37条の11の6第6項の規定の適用がある場合に

額の計算の基礎となつた金額(その年において生じた法第37条の11の4第3項に規定する満たない部分の金額及び特定費用の金額をいう。(2)ロにおいて同じ。)の総額を控除した金額)を記載すること。

(2) 「還付税額」の欄には、その年における法第37条の11の4第3項の規定により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に還付すべき所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

イ 「人員」の項には、実際人員を記載すること。

ロ 「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額」の項には、その年の還付すべき金額に相当する金額の計算の基礎となつた金額の総額を記載すること。

は、当該源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から同項の規定により控除した同項各号に掲げる金額の合計額の総額を控除した金額)を記載すること。

ロ 「選付税額」の欄には、その年における法第37条の11の6第7項の規定により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に還付すべき所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

(i) 「人員」の項には、実際人員を記載すること。

(ii) 「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、法第37条の11の6第6項の規定によりその年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額の合計額の総額を記載すること。

(4) 源泉徴収選択口座内配当等について、法第9条の3の2第3項の規定により控除した同項各号に定める金額(以下(4)及び2(4)において「上場株式配当等控除額」という。)がある場合には、「摘要」の欄にその旨及び控除した上場株式配当等控除額を記載すること。  
2 この計算書を「非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書」として使用する場合には、この計算書の表の「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等」の字句を抹消し、次のように記載すること。

(1) 「令和 年 ( 月 ) 分」の空欄には、法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座(以下「非課税口座」という。)につき同条第6項に規定する契約不履行等事由(以下2において「契約不履行等事由」という。)が生じた日の属する年及び月を記載すること。

(2) 「上場株式等の譲渡」の欄には、それぞれ次のように記載すること。  
イ 「納付税額」の欄には、法第37条の14第8項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

(i) 「人員」の項には、実際人員を記載すること。

(ii) 「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座

内配当等の額又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その月において法第37条の14第8項の規定により所得税を徴収すべき非課税口座に係る同項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額（3において「契約不履行等事由に係る譲渡所得等の金額」という。）の総額を記載すること。

ロ 「還付税額」の欄には、記載を要しない。

(3) 「配当等」の欄には、それぞれ次のように記載すること。

イ 「納付税額」の欄には、契約不履行等事由が生じたことにより法第9条の8第1項の規定の適用がなかったものとされる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等（以下「非課税口座内上場株式等の配当等」という。）について法第8条の3第3項（同条第2項第2号に係る部分に限る。）又は法第9条の3の2第1項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

(i) 「人員」の項には、実際人員を記載すること。

(ii) 「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その月において契約不履行等事由が生じたことにより法第9条の8第1項の規定の適用がなかったものとされる非課税口座内上場株式等の配当等の額（3において「契約不履行等事由に係る配当等の額」という。）の総額を記載すること。

ロ 「還付税額」の欄には、記載を要しない。

(4) 契約不履行等事由が生じたことにより法第9条の8第1項の規定の適用がなかったものとされる非課税口座内上場株式等の配当等について、上場株式配当等控除額がある場合には、「摘要」の欄にその旨及び控除した上場株式配当等控除額を記載すること。

3 「配当等」の欄には、それぞれ次のように記載すること。

(1) 「納付税額」の欄には、その年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等について法第3条の3第3項（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。）、第8条の3第3項（同

条第2項第2号に係る部分に限る。) 第9条の2第2項又は第9条の3の2第1項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

イ 「人員」の項には、実際人員を記載すること。

ロ 「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額」の項には、その年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等の額の総額（法第37条の11の6第6項の規定の適用がある場合には、当該源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から同項の規定により控除した同項各号に掲げる金額の合計額の総額を控除した金額）を記載すること。

(2) 「還付税額」の欄には、その年における法第37条の11の6第7項の規定により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に還付すべき所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

イ 「人員」の項には、実際人員を記載すること。

ロ 「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額」の項には、法第37条の11の6第6項の規定によりその年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額の合計額の総額を記載すること。

4 源泉徴収選択口座内配当等について、法第9条の3の2第3項の規定により控除した同項各号に定める金額（以下4において「上場株式配当等控除額」という。）がある場合には、「摘要」の欄にその旨及び控除した上場株式配当等控除額を記載すること。

5 租税条約の規定により所得税が免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされるものを含む。）については、「摘要」の欄にその人員及び当該源泉徴収選択口座内調整所得金額の合計額又は源泉徴収選択口座内配当等の額の合計額を記載すること。

6 同 左

別表第七(三)

3 租税条約の規定により所得税が免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされるものを含む。）については、「摘要」の欄にその人員及び当該源泉徴収選択口座内調整所得金額の合計額若しくは源泉徴収選択口座内配当等の額の合計額又は契約不履行等事由に係る譲渡所得等の金額の合計額若しくは契約不履行等事由に係る配当等の額の合計額を記載すること。

4 省 略

別表第七(三)

令和 年分  
非課税口座年間取引報告書  
未成年者口座年間取引報告書  
(表部分の改正については省略)

備考

- この報告書は、居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者が開設した非課税口座（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座をいう。以下同じ。）においてされた非課税口座内上場株式等（同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下同じ。）若しくは非課税口座内上場株式等の配当等（法第9条の8第1項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。以下同じ。）に係る法第37条の14第41項の報告書又は居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者が開設した未成年者口座（法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいう。以下同じ。）においてされた未成年者口座内上場株式等（同条第1項に規定する未成年者口座内上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡若しくは未成年者口座内上場株式等の配当等（法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。以下同じ。）に係る法第37条の14の2第27項の報告書について使用すること。
- この報告書の表の「未成年者口座年間取引報告書」の字句を抹消し、次の要領により記載すること。
  - 「住所（居所）」及び「個人番号」の欄には、この報告書を作成する日の現況による住所又は居所等（その者に係る法第37条の14第29項の規定による継続適用届出書（同項第1号に規定する継続適用届出書をいう。）の提出があつた日からその者に係る同条第31項の規定による帰国届出書（同項に規定する帰国届出書をいう。）の提出があつた日までの間にこの報告書を作成する場合には、その者の出国（同条第29項に規定する出国をいう。）の日の前日の住所又は居所等）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。ただし、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に交付す

令和 年分  
非課税口座年間取引報告書  
未成年者口座年間取引報告書  
(表部分の改正については省略)

備考

- この報告書は、居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者が開設した非課税口座（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座をいう。以下同じ。）においてされた非課税口座内上場株式等（同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下同じ。）若しくは非課税口座内上場株式等の配当等（法第9条の8に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。以下同じ。）に係る法第37条の14第35項の報告書又は居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者が開設した未成年者口座（法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいう。以下同じ。）においてされた未成年者口座内上場株式等（同条第1項に規定する未成年者口座内上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡若しくは未成年者口座内上場株式等の配当等（法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。以下同じ。）に係る法第37条の14の2第27項の報告書について使用すること。
  - 同 左
- 「住所（居所）」及び「個人番号」の欄には、この報告書を作成する日の現況による住所又は居所等（その者に係る法第37条の14第23項の規定による継続適用届出書（同項第1号に規定する継続適用届出書をいう。）の提出があつた日からその者に係る同条第25項の規定による帰国届出書（同項に規定する帰国届出書をいう。）の提出があつた日までの間にこの報告書を作成する場合には、その者の出国（同条第23項に規定する出国をいう。）の日の前日の住所又は居所等）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。

る報告書については、「個人番号」の欄は、記載を要しない。

(2) 省 略

(3) 「整理番号」の欄には、第18条の15の3第12項第2号に規定する非課税適用確認書等に記載若しくは記録がされた整理番号又は同号に規定する提供を受けた整理番号を記載すること。

(4) 「当初取得等上場株式等、満期移管上場株式等又は分割等上場株式等」の「合計」の欄には、当初取得等上場株式等（非課税口座に非課税管理勘定（法第37条の14第5項第3号に規定する非課税管理勘定をいう。以下2において同じ。））、累積投資勘定（同項第5号に規定する累積投資勘定をいう。以下2において同じ。）又は特定累積投資勘定（同項第7号に規定する特定累積投資勘定をいう。以下2において同じ。））が設けられた日の属する年中に当該非課税口座に受け入れた同項第2号イ(1)若しくは(2)、第4号イ又は第6号ロ(1)若しくは(2)に掲げる上場株式等をいう。以下2において同じ。）について、当該受け入れた非課税口座に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定（同項第8号に規定する特定非課税管理勘定をいう。以下2において同じ。）ごとの当初取得等上場株式等とその年における取得対価の額（同項第2号イに規定する取得対価の額をいう。）の合計額を記載すること。

(5)・(6) 省 略

(7) 「その年12月31日に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額」の欄には、次のように記載すること。

イ 「特定累積投資勘定」の欄には、その年の基準日（第18条の15の9第2項第7号に規定する基準日をいう。ロにおいて同じ。）における施行令第25条の13第50項第1号に定める金額を記載すること。

ロ 「特定非課税管理勘定」の欄には、その年の基準日における施行令第25条の13第50項第2号に定める金額を記載すること。

ハ 当該非課税口座を開設した居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年1月1日において18歳未満である者又はその年中に出生した者である場合には、記載を要しない。

(8) 「その他」の欄には、次のように記載すること。

(2) 同 左

(3) 「整理番号」の欄には、第18条の15の3第11項第2号に規定する非課税適用確認書等に記載若しくは記録がされた整理番号又は同号に規定する提供を受けた整理番号を記載すること。

(4) 「当初取得等上場株式等、満期移管上場株式等又は分割等上場株式等」の「合計」の欄には、当初取得等上場株式等（非課税口座に非課税管理勘定（法第37条の14第5項第3号に規定する非課税管理勘定をいう。以下2において同じ。））、累積投資勘定（同項第5号に規定する累積投資勘定をいう。以下2において同じ。）又は特定累積投資勘定（同項第7号に規定する特定累積投資勘定をいう。以下2において同じ。））が設けられた日の属する年中に当該非課税口座に受け入れた同項第2号イ(1)若しくは(2)、第4号イ又は第6号ロ(1)若しくは(2)に掲げる上場株式等をいう。以下2において同じ。）について、当該受け入れた非課税口座に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定（同項第8号に規定する特定非課税管理勘定をいう。以下2において同じ。）ごとの当初取得等上場株式等とその年における取得対価の額（同項第2号イに規定する取得対価の額をいう。）の合計額を記載すること。

(5)・(6) 同 左

(7) 同 左

イ 「特定累積投資勘定」の欄には、その年の基準日（第18条の15の9第2項第7号に規定する基準日をいう。ロにおいて同じ。）における施行令第25条の13第39項第1号に定める金額を記載すること。

ロ 「特定非課税管理勘定」の欄には、その年の基準日における施行令第25条の13第39項第2号に定める金額を記載すること。

(8) 同 左

イ 省 略

ロ 「非課税口座廃止届出書に係る年月日」の欄には当該非課税口座につき法第37条の14第33項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号及び第3号に規定する非課税口座廃止届出書の提出があつたものとみなされることとなる場合における当該みなされることとなつた日を記載するとともに、「届出書の種類」の欄には該当する届出書を○で囲み、「提出年月日」の欄には当該届出書の提出年月日を記載すること。

ハ 省 略

(9) 「課税対象所得等の状況」の欄には、次のように記載すること。

イ 「特定課税未成年者口座内の預貯金及び預り金の残高」の項には、その年が当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の法第37条の14第4項第1号に規定する基準年の前年以前の各年である場合には、当該非課税口座と同時に設けられた同条第5項第9号に規定する特定課税未成年者口座に、その年12月31日（その者が死亡した日の属する年にあつては、その死亡の時）において預入れ又は預託がされている金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を記載すること。

ロ 「課税対象となる配当等に関する事項」の欄には、次のように記載すること。

(i) 「交付を受けた配当等の額の合計額」の項には、法第37条の14第6項に規定する契約不履行等事由（以下この表において「契約不履行等事由」という。）が生じたことにより、法第9条の8第2項の規定により同条第1項の規定の適用がなかつたものとされる非課税口座内上場株式等の配当等の額の合計額を記載すること。

(ii) 「特別分配金の額」の項には、非課税口座を開設した日から当該契約不履行等事由が生じた日までの間に当該非課税口座において交付を受けた所得税法第9条第1項第11号に掲げる収益の分配の額の合計額を記載すること。

(iii) 「上場株式配当等控除額」の項には、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る第18条の15の9第2項第12号イに規定する控除外国所得税相当額及び控除所得税相当額の合計額を記載

イ 同 左

ロ 「非課税口座廃止届出書に係る年月日」の欄には当該非課税口座につき法第37条の14第27項の規定により同項に規定する非課税口座廃止届出書の提出があつたものとみなされることとなる場合における当該みなされることとなつた日を記載するとともに、「届出書の種類」の欄には該当する届出書を○で囲み、「提出年月日」の欄には当該届出書の提出年月日を記載すること。

ハ 同 左

すること。この場合において、当該合計額のうちに当該控除所得税相当額があるときは、当該控除所得税相当額を内書すること。

iv) 「外国所得税の額」の項には、当該非課税口座内上場株式等の配当等につきその支払の際に課された第18条の15の9第2項第12号イに規定する外国所得税の額の合計額を記載すること。

ハ 「課税対象となる譲渡所得等に関する事項」の欄には、次のように記載すること。

i) 「譲渡対価の額の合計額」の項には、契約不履行等事由が生じた非課税口座に係る法第37条の14第8項第1号に掲げる金額を記載すること。

ii) 「取得対価の額及び譲渡に要した費用の額の合計額」の項には、法第37条の14第8項第2号に掲げる金額を記載すること。

10) その年中に契約不履行等事由が生じたことにより法第9条の8第1項の規定の適用がなかったものとされる非課税口座内上場株式等の配当等がある場合には、3(6)の「口座内の配当等の交付状況」の欄の記載方法に準じて、当該非課税口座を開設した日から当該契約不履行等事由が生じた日までの間に交付した非課税口座内上場株式等の配当等について「種類」、「銘柄」、「交付を受けた配当等の額」及び「交付を受けた特別分配金の額」を記載した明細書を作成し、添付すること。この場合において、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る第18条の15の9第2項第12号イに規定する控除外国所得税相当額又は控除所得税相当額があるときは、当該明細書にこれらの金額を記載すること。

11) その法第37条の14第1項に規定する営業所に当該非課税口座が開設されていた第18条の15の9第1項の金融商品取引業者等がその年において当該非課税口座に施行令第25条の13第1項に規定する上場株式等を受け入れないこととした場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

3 この報告書を未成年者口座年間取引報告書として使用する場合には、この報告書の表の「非課税口座年間取引報告書」の字句を抹消し、次の要領により記載すること。

(1)～(6) 省 略

3 同 左

(1)～(6) 同 左

(7) 「その年12月31日に受け入れられている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額」の欄、「その他」の欄及び「課税対象所得等の状況」の欄には、記載を要しない。

(8)～(12) 省 略

4 この報告書を非課税口座年間取引報告書として使用する場合には、当該「課税対象所得等の状況」の欄に記載すべき事項については、当該事項を記載した書面（用紙の大きさは、日本産業規格A4に準ずる。）の添付をもつて同欄の記載に代えることができる。

5 省 略

## 別表第七の二

令和 年分 特定暗号資産取引に関する年間取引報告書									
特定暗号資産に係る 売買等をした者		住所(居所)		個人番号					
		氏名							
特定暗号資産の名称	年初数量	年中購入 数量	年中購入 金額 円	年中売却 数量	年中売却 金額 円	移入数量	移出数量	年末数量	文庫手数料 円
(摘要)									
暗号資産 取引業者		所在地		法人番号					
		名称		(番号)					

(用紙 日本産業規格 A4)

## 備 考

1 この報告書は、法第38条の2第4項の報告書について使用すること。

2 この報告書の記載の要領は、次による。

(1) 「住所(居所)」及び「個人番号」の欄には、この報告書を作成する日の現況による住所又は居所、氏名及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に

(7) 「その年12月31日に受け入れられている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額」の欄及び「その他」の欄には、記載を要しない。

(8)～(12) 同 左

4 同 左

規定する個人番号を記載すること。

- (2) 「特定暗号資産の名称」の欄には、BTC、ETH、XRPのように記載すること。
- (3) 「年始数量」の欄には、その年の1月1日において対象者(第18条の17第3項第1号に規定する対象者をいう。以下この表において同じ。)のために管理をしている特定暗号資産(法第38条の2第1項に規定する特定暗号資産をいう。以下この表において同じ。)の総数量を記載すること。
- (4) 「年中購入数量」の欄には、その年において対象者が取得(第18条の17第3項第3号ハに規定する取得をいう。以下この表において同じ。)をした特定暗号資産の総数量を記載すること。
- (5) 「年中購入金額」の欄には、その年において対象者が取得をした特定暗号資産の対価の額の合計額を記載すること。
- (6) 「年中売却数量」の欄には、その年において対象者が譲渡(法第38条の2第1項に規定する譲渡をいう。以下この表において同じ。)をした特定暗号資産の総数量を記載すること。
- (7) 「年中売却金額」の欄には、その年において対象者が譲渡をした特定暗号資産の対価の額の合計額を記載すること。
- (8) 「移入数量」の欄には、その年において受入れ(対象者が行った取得によるものを除く。)をした特定暗号資産の総数量を記載すること。
- (9) 「移出数量」の欄には、その年において移転(対象者が行った譲渡によるものを除く。)をした特定暗号資産の総数量を記載すること。
- (10) 「年末数量」の欄には、その年の12月31日において対象者のために管理をしている特定暗号資産の総数量を記載すること。
- (11) 「支払手数料」の欄には、その年において対象者との間で行った特定暗号資産についての取得又は譲渡に係る手数料その他当該取得又は譲渡のために要した費用の額の合計額を記載すること。
- (12) (2)から(11)までの欄には、特定暗号資産の種類別に記載すること。
- (13) 納税管理人が明らかかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。
- (14) 対象者が非居住者である場合には、「摘要」の欄に(非)と記載

すること。

3 会計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。

別表第八(-)

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書  
(表部分の改正については省略)

(備考)

- 1 省 略
- 2 「住宅借入金等の内訳」の欄には、この証明書により証明をする住宅借入金等(法第41条第1項各号に規定する住宅借入金等をいう。以下この表において同じ。)の同項に規定する住宅の取得等若しくは同条第6項に規定する認定住宅等の新築取得等に係るもの、当該住宅の取得等若しくは当該認定住宅等の新築取得等に係る土地若しくは当該土地の上に存する権利(以下この表において「土地等」という。)の取得に係るもの又は当該住宅の取得等若しくは当該認定住宅等の新築取得等及び当該土地等の取得に係るものの別に応じ、該当する番号を○で囲むこと。

- 3 「住宅借入金等の金額」の欄には、当該住宅借入金等の金額のその年12月31日(その者が死亡した日の属する年にあつては、同日。以下この表において同じ。)における残高等について、次により記載すること。

(1) 省 略

- (2) 「住宅借入金等の金額」の「当初金額」の欄には、当該住宅借入金等(当該住宅借入金等が第18条の21第8項第1号ロに規定する特定借入金等(以下この表において「特定借入金等」という。))である場合には、当該特定借入金等に係る同号ロに規定する当初の住宅借入金等(以下この表において「当初の住宅借入金等」という。))

別表第八(-)

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書  
(表部分の改正については省略)

(備考)

- 1 同 左
- 2 「住宅借入金等の内訳」の欄には、この証明書により証明をする住宅借入金等(法第41条第1項各号に規定する住宅借入金等又は法第41条の3の2第3項各号に規定する増改築等住宅借入金等をいう。以下この表において同じ。)の法第41条第1項に規定する住宅の取得等若しくは同条第10項に規定する認定住宅等の新築取得等若しくは法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等(以下この表において「住宅の増改築等」という。)に係るもの、当該住宅の取得等若しくは当該認定住宅等の新築取得等若しくは当該住宅の増改築等に係る土地若しくは当該土地の上に存する権利(以下この表において「土地等」という。)の取得に係るもの又は当該住宅の取得等若しくは当該認定住宅等の新築取得等若しくは当該住宅の増改築等及び当該土地等の取得に係るものの別に応じ、該当する番号を○で囲むこと。

3 同 左

(1) 同 左

- (2) 「住宅借入金等の金額」の「当初金額」の欄には、当該住宅借入金等(当該住宅借入金等が第18条の21第8項第1号ロ又は第18条の23の2の2第11項第3号に規定する特定借入金等(以下この表において「特定借入金等」という。))である場合には、当該特定借入金等に係る第18条の21第8項第1号ロに規定する当初の住宅借入金等

) のその借入れをした金額又はその債務の額として負担をした金額及び当該住宅借入金等（当該住宅借入金等が特定借入金等である場合には、当該特定借入金等に係る当初の住宅借入金等）に係る契約を締結した日の年月日を記載するものとする。

4 「償還期間又は賦払期間」の欄には、当該住宅借入金等（当該住宅借入金等が特定借入金等である場合には、当該特定借入金等に係る当初の住宅借入金等）に係る契約において定められている法第41条第1項各号に規定する償還期間又は賦払期間について記載すること。

5 「居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額」の欄には、当該住宅借入金等に係る債権者が法第41条第1項第2号から第4号までに掲げる債務に係る債権者（施行令第26条第10項第1号又は第2号に掲げる借入金に係る債権者及び第18条の22第1項第2号に掲げる債務に係る独立行政法人勤労者退職金共済機構を含む。）である場合には、法第41条第1項に規定する居住用家屋の新築の工事の請負代金若しくは建築後使用されたことのない当該居住用家屋若しくは同項に規定する既存住宅の取得の対価の額若しくは同項に規定する増改築等に要した費用の額又は同条第6項に規定する認定住宅等の新築の工事の請負代金若しくは建築後使用されたことのない当該認定住宅等の取得の対価の額を記載すること。

別表第八(二)

令和	年分	住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調査	省	略
----	----	-----------------------	---	---

及び第18条の23の2の2第11項第3号に規定する当初の増改築等住宅借入金等、断熱改修住宅借入金等又は多世帯同居改修住宅借入金等（以下この表において「当初の住宅借入金等」という。）) のその借入れをした金額又はその債務の額として負担をした金額及び当該住宅借入金等（当該住宅借入金等が特定借入金等である場合には、当該特定借入金等に係る当初の住宅借入金等）に係る契約を締結した日の年月日を記載するものとする。

4 「償還期間又は賦払期間」の欄には、当該住宅借入金等（当該住宅借入金等が特定借入金等である場合には、当該特定借入金等に係る当初の住宅借入金等）に係る契約において定められている法第41条第1項各号又は第41条の3の2第3項各号に規定する償還期間又は賦払期間について記載すること（当該住宅借入金等が同項第4号に掲げる借入金である場合にあつては「(摘要)」欄に「死亡時一括償還」と記載すること）。

5 「居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額」の欄には、当該住宅借入金等に係る債権者が法第41条第1項第2号から第4号までに掲げる債務に係る債権者（施行令第26条第10項第1号又は第2号に掲げる借入金に係る債権者及び第18条の22第1項第2号に掲げる債務に係る独立行政法人勤労者退職金共済機構を含む。）又は法第41条の3の2第3項第2号若しくは第3号に掲げる債務に係る債権者（施行令第26条の4第12項第1号に掲げる借入金に係る債権者を含む。）である場合には、法第41条第1項に規定する居住用家屋の新築の工事の請負代金若しくは建築後使用されたことのない当該居住用家屋若しくは同項に規定する既存住宅の取得の対価の額若しくは同項に規定する増改築等に要した費用の額若しくは同条第10項に規定する認定住宅等の新築の工事の請負代金若しくは建築後使用されたことのない当該認定住宅等の取得の対価の額又は住宅の増改築等に要した費用の額を記載すること。

別表第八(二)

令和	年分	住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調査	同	左
----	----	-----------------------	---	---

備考

1 省略

2 この調書の記載の要領は、次による。

(1)・(2) 省略

- (3) 「住宅借入金等の内訳」の欄には、住宅借入金等（法第41条第1項各号に規定する住宅借入金等をいう。以下この表において同じ。）の同項に規定する住宅の取得等若しくは同条第6項に規定する認定住宅等の新築取得等に係るもの、当該住宅の取得等若しくは当該認定住宅等の新築取得等に係る土地若しくは当該土地の上に残存する権利（以下この表において「土地等」という。）の取得に係るもの又は当該住宅の取得等若しくは当該認定住宅等の新築取得等及び当該土地等の取得に係るものの別に応じ、該当する番号を○で囲むこと。
- (4)・(5) 省略

備考

1 同左

2 同左

(1)・(2) 同左

- (3) 「住宅借入金等の内訳」の欄には、住宅借入金等（法第41条第1項各号に規定する住宅借入金等をいう。以下この表において同じ。）の同項に規定する住宅の取得等若しくは同条第10項に規定する認定住宅等の新築取得等に係るもの、当該住宅の取得等若しくは当該認定住宅等の新築取得等に係る土地若しくは当該土地の上に残存する権利（以下この表において「土地等」という。）の取得に係るもの又は当該住宅の取得等若しくは当該認定住宅等の新築取得等及び当該土地等の取得に係るものの別に応じ、該当する番号を○で囲むこと。
- (4)・(5) 同左